

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和六年十二月二十五日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

安田 早苗

安田さなえ後援会

六、九、三〇

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体で
なくなった年月日

五味 康隆

富田後援会

六、五、五